

PTA会則改定の主な変更点(一部抜粋・要約しています。)

第2章 組織

- 第5条②(会員の権利)

現行:役員および委員に選ばれる権利、関係書類を閲覧する権利

→ 変更後:役員に選ばれる権利、関係書類を閲覧する権利(委員を削除)

- 第6条(役員)

現行:副会長 4名(母親代表1名、CS担当1名)

→ 変更後:副会長 若干名(保護者代表1名、CS担当1名)

- 第7条⑤(役員の任務:CS担当役員)

現行:CS担当役員はCS活動に従事し、PTAと地域の円滑な情報交換を担当する。また、CS委員会への出席および推進活動への参画をする。

→ 変更後:CS担当役員はCS活動に従事し、PTAと地域の円滑な情報交換を担当する。(※「CS委員会への出席および推進活動への参画をする。」が削除)

- 第9条(役員および監事の選出)

現行:役員等選考委員会において選出し、運営委員会にはかり総会の承認

→ 変更後:役員会にて選出し、総会の承認(選考委員会および運営委員会を削除)

- 第10条(役員の補充)

現行:運営委員会において補充役員を選出

→ 変更後:役員会において補充役員を選出

- 第11条・第12条(新設制度)

現行:特別な制度なし

→ 変更後:「うみみなサポート隊」を新設。全会員で構成し、原則として各家庭が年1回活動参加。参加者の選出方法および事業内容については運営細則に定める。

第3章 機関

- 第12条(機関の種類)

現行:総会、役員会、運営委員会、常設委員会、役員等選考委員会、特別委員会

→ 変更後: 第14条 総会、役員会、特別委員会(運営・常設・役員選考を削除)

- 第13条(総会の招集)

現行:臨時総会は「運営委員会」が必要と認めた時に招集

→ 変更後: 第15条 臨時総会は「役員会」が必要と認めた時に招集

- 第16条(役員会の任務)

現行:③各委員会等の事業計画の連絡調整

→変更後:③事業計画の連絡調整

- 第17～22条(運営委員会・常設委員会・役員等選考委員会)

現行:詳細な条文あり → 変更後:削除

- 第23条(特別委員会の構成および任務)

現行:「運営委員会」が必要と認めたときに設置、構成委員の選出もおこなう。

→変更後: 第19条 「役員会」が必要と認めたときに設置、構成委員の選出もおこなう。

第4章 会議

- 第26条(会議の議長)

現行:総会=会員の中から選出、役員会=会長、運営委員会=役員、常設委員会=各委員

→ 変更後: 第22条 総会=会員の中から選出、役員会=会長(運営委員会と常設委員会を削除)

第6章 付則

- 第31条(改定履歴)

現行:～2025年4月19日改定まで

→ 変更後: 第27条 ⑫2025年12月5日改定、2026年4月1日施行 を追加

組織図

現行:総会、監事、役員会、運営委員会、常設委員会(地域・学年・専門)、特別委員会

→ 変更後:総会、監事、役員会、会員(うみみなサポート隊)

運営細則

現行:常設委員および専門委員の選出方法や人数等を規定

→ 変更後:うみみなサポート隊の選出方法および事業内容を規定(新規発効)

慶弔規定

- 第4条(協議機関)

現行:災害その他は「運営委員会」で協議

→ 変更後:災害その他は「役員会」で協議

- 付則(改定履歴)

現行:規則の改定は「運営委員会」にておこなう。

→変更後:規則の改定は「役員会」にておこなう。

現行:～2023年4月22日改定まで

→ 変更後: ⑤2025年12月5日改定、2026年4月1日施行 を追加

宇美南中学校PTA会則(案)

第 1 章 総 則

〔名称および事務局〕

第 1 条 この会は「宇美南中学校PTA」と呼び、事務局を宇美南中学校内に置く。

〔目的と方針〕

第 2 条 この会は、学校・家庭・地域の緊密な連絡と積極的な協力とによって、民主的教育の振興と教育環境の向上をはかり、もって教育効果の充実と発展に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第 3 条 この会は前条の目的を達成するために、会員の積極的な協力により、次のことをおこなう。

- ① 教育の振興と充実のための努力。
- ② 教育についての研究調査とその効果的な実践。
- ③ 会員の教養を高め、相互理解と連帯性を高めるための研修。
- ④ 教養施設、教育資材の充実整備に関する努力。
- ⑤ 生徒の福祉増進と教育環境の向上のための公共的諸機関との連携。
- ⑥ 学校運営協議会(以下CSと略す)に参画し、学校と地域の円滑な連携・情報交換を推進する。

第 2 章 組 織

〔会員の資格〕

第 4 条 この会は、次の者を会員として組織する。

- ① 本校に在籍する生徒の保護者。
- ② 本校に勤務する教職員。

〔会員の権利と義務〕

第 5 条 会員はすべて平等の権利と義務をもつ。

- ① 会議における議決権を1世帯1票有する。
- ② 役員に選ばれる権利、関係書類を閲覧する権利を有する。
- ③ 会員は、会則を守り、会の活動に積極的に参加し、決定事項を実践する義務を負う。
- ④ 会員は、すべて定められた会費を納入する。

〔役員〕

第 6 条 この会に、次の役員を置く。任期は1ケ年とし、再任を妨げない。

会 長	1 名	(CS担当兼務)
副 会 長	若干名	(うち 保護者代表 1名、CS担当1名)
書 記	若干名	(うち 教職員 1名)
会 計	若干名	(うち 教職員 1名)
顧 問	2 名	(校長、教頭)

〔役員の仕事〕

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をする。
- ③ 書記は、庶務を受け持ち、会則、会議録、当年度の人事録および運営上の書類などを作成し、すべての書類の整理、保管をする。
- ④ 会計は、この会の経理を担当し、会計に関する書類の管理をする。
- ⑤ CS担当役員はCS活動に従事し、PTAと地域の円滑な情報交換を担当する。

〔監事および監事の職務〕

第8条 この会の経理を監査するために2名の監事を置く。監事はこの会の一切の機関に属さず、本会のすべての財源および使途並びに経理状況を年2回以上監査し、その結果を総会に報告する。なお、監事の任期は1ケ年とする。

〔役員および監事の選出〕

第9条 役員および監事は、役員会にて選出し、総会の承認を得る。

〔役員の補充〕

第10条 役員に欠員が生じた時は、役員会において補充役員を選出する。なお補充した役員の任期は、第6条にかかわらず前任者の残任期間とする。

〔うみみなサポート隊〕

第11条 うみみなサポート隊は、この会の全会員によって構成する。

〔うみみなサポート隊の職務〕

第12条 うみみなサポート隊は、会議体を構成せず、役員会が定める事業に参加し、原則として各家庭年1回、活動を担うものとする。
参加者の選出方法および事業内容については運営細則に定める。

〔連合会等への加入〕

第13条 本会の会員は、宇美町小中学校PTA連絡協議会、糟屋区PTA連合会、福岡県PTA連合会、および日本PTA全国協議会の会員となる。

第 3 章 機 関

〔機関の種類〕

第14条 この会に次の機関を置く。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 特別委員会

第 1 節 総 会

〔総会の性格および構成〕

第15条 総会は全会員で構成する本会の最高決議機関である。定期総会は年度の当初に1回会長が召集する。ただし、会員の3分の1以上の要請があった時、または役員会において必要と認めた時は、臨時総会を招集する。総会は、形式として対面、書面、電磁的方法、又はオンライン会議システム等、事前に役員会が定める方法にて行うことができる。

〔総会の機能〕

- 第16条 総会は、次の事を審議決定する。
- ① 活動報告および決算に関すること
 - ② 役員および監事に関すること
 - ③ 会則の制定および改廃
 - ④ 活動方針および予算に関すること
 - ⑤ その他の重要事項

第 2 節 役 員 会

〔役員会の構成〕

- 第17条 役員会は、役員によって構成する。

〔役員会の任務〕

- 第18条 役員会は、次の事をおこなう。
- ① 総会に提出する議案の作成。
 - ② 総会での決定事項の実施に関する事項。
 - ③ 事業計画の連絡調整。
 - ④ その他、この会の運営および諸活動の実施に必要な事項。

第 3 節 特 別 委 員 会

〔特別委員会の構成および任務〕

- 第19条 特別委員会は、役員会が必要と認めたときに設置することができる。構成委員は役員会で選出し、会長が委嘱する。任務が終わるとともに解散する。

第 4 章 会 議

〔会議の定足数〕

- 第20条 会議の定足数は、構成員の2分の1以上とする。ただし総会については委任状または書面表決書(電磁的方法を含む)の提出をもって有効とする。

〔会議の表決〕

- 第21条 会議の議事は、出席者の過半数の賛成によって成立する。書面総会の場合は提出された書面表決書(電磁的方法を含む)の過半数の賛成をもって成立する。ただし、可否同数の場合は議長が決める。

〔会議の議長〕

- 第22条 各会議の議長は、次のとおりとする。
- ① 総 会 会員の中から選出する。
 - ② 役 員 会 会長があたる。

第 5 章 会 計

〔経理〕

第23条 この会の経理は、会費およびその他の収入をもって運営にあてる。

〔会費〕

第24条 会員は次に示す会費を遅滞なく納入しなければならない。

- ① 生徒1人あたり年額3,000円とする。ただし、兄弟姉妹で在学の場合の弟妹については1人あたり年額1,500円とする。
- ② 教職員1人あたり年額3,000円とする。
- ③ 年度途中での転入・転出については会費年額の1/10を月数に乗じて精算する。

〔会計年度〕

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 付 則

〔運営細則および各種規程〕

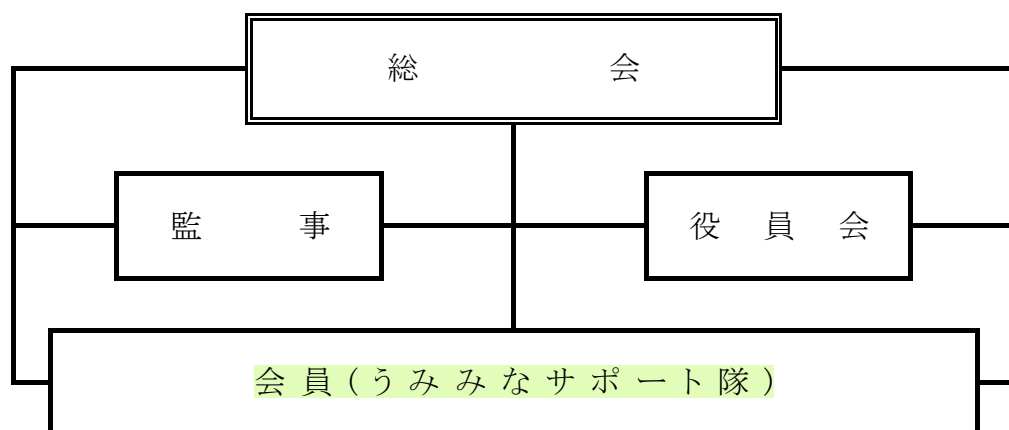
第26条 運営についての細則および各種規程は、別に定める。

〔会則の発効〕

第27条 この会則は1998(平成10)年5月9日より発効する。

- ① 1999(平成11)年5月2日より一部改定。
- ② 2001(平成13)年4月28日より一部改定。
- ③ 2003(平成15)年5月3日より一部改定。
- ④ 2003(平成15)年10月6日に特別委員会として会則検討委員会を設置、検討のうえ2004(平成16)年5月1日より改定。
- ⑤ 2009(平成21)年4月25日より一部改定。
- ⑥ 2012(平成24)年4月28日より一部改定。
- ⑦ 2013(平成25)年4月27日より一部改定。
- ⑧ 2015(平成27)年4月25日より一部改定。
- ⑨ 2016(平成28)年4月24日より一部改定。
- ⑩ 2024(令和6)年4月26日より一部改定。
- ⑪ 2025(令和7)年4月19日より一部改定。
- ⑫ 2025(令和7)年12月5日より一部改定。2026(令和8)年4月1日より施行。

宇美南中学校PTA組織図(案)



宇美南中PTA運営細則(案)

会則第12条においては、次のとおりとする。

1 . 参加者の選出方法

- ① うみみなサポート隊(以下サポーターとする)の参加は、年間を通じて本会が実施する事業に対し行うものとする。
- ② 役員会は、毎年度アンケートを実施し、サポーターは参加可能な事業に複数選択にて回答するものとする。
- ③ 役員会は、前項の回答をもとに参加者を決定し、必要に応じて調整を行うものとする。
決定した参加者については、役員会より文書またはその他方法により通知する。

2 . 事業内容

- ① 本会がサポーターに依頼する事業は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 年数回実施する美化活動
 - (2) 年数回実施するあいさつ運動
 - (3) 体育会における駐車場誘導およびこれに付随する補助業務
 - (4) 学年・学級ごとの行事等に係る補助業務
 - (5) その他、学校および役員会が必要と認める事業
- ② 前項に定める事業の実施時期および詳細については、学校および役員会の協議により定める。

3. 付則

- ① この細則は、2026(令和8)年4月1日より発効する。

宇美南中学校PTA慶弔規定

第 1 章 総 則

第1条 この規定は、会の目的達成のために、功労者に感謝の意を表すと共に、不慮の罹災者に対する見舞いをおこなうために設ける。

第 2 章 慶 賀

第2条 学校および本会の活動に対し、功労があったと認められる者に対して役員会で審議し、感謝状および記念品を贈り感謝の意を表す。

第 3 章 弔 意

第3条 会員およびその家族の死亡の場合、香典をおくり弔意を表す。会葬は役員にてその都度協議する。

第4条 災害、その他は役員会でその都度協議する。

事 項	金 額
会員・教職員の死亡	10, 000円
生徒の死亡	10, 000円 および献花
教職員配偶者の死亡	5, 000円

- 付則
- ① この規定の改定は、役員会にておこなう。
 - ② この規定は、1998年(平成10年)5月9日より発効する。
 - ③ 2004年(平成16年)5月1日より一部改定。
 - ④ 2023年(令和5年)4月22日より一部改定。
 - ⑤ 2025年(令和7年)12月5日より一部改定。2026年(令和8年)4月1日より施行。

※こちらは現行の会則です。変更や削除になった箇所にマーカーを付けています。

宇美南中学校PTA会則

第 1 章 総 則

〔名称および事務局〕

第 1 条 この会は「宇美南中学校PTA」と呼び、事務局を宇美南中学校内に置く。

〔目的と方針〕

第 2 条 この会は、学校・家庭・地域の緊密な連絡と積極的な協力とによって、民主的教育の振興と教育環境の向上をはかり、もって教育効果の充実と発展に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第 3 条 この会は前条の目的を達成するために、会員の積極的な協力により、次のことをおこなう。

- ① 教育の振興と充実のための努力。
- ② 教育についての研究調査とその効果的な実践。
- ③ 会員の教養を高め、相互理解と連帯性を高めるための研修。
- ④ 教養施設、教育資材の充実整備に関する努力。
- ⑤ 生徒の福祉増進と教育環境の向上のための公共的諸機関との連携。
- ⑥ 学校運営協議会(以下CSと略す)に参画し、学校と地域の円滑な連携・情報交換を推進する。

第 2 章 組 織

〔会員の資格〕

第 4 条 この会は、次の者を会員として組織する。

- ① 本校に在籍する生徒の保護者。
- ② 本校に勤務する教職員。

〔会員の権利と義務〕

第 5 条 会員はすべて平等の権利と義務をもつ。

- ① 会議における議決権を1世帯1票有する。
- ② 役員および委員に選ばれる権利、関係書類を閲覧する権利を有する。
- ③ 会員は、会則を守り、会の活動に積極的に参加し、決定事項を実践する義務を負う。
- ④ 会員は、すべて定められた会費を納入する。

〔役員〕

第 6 条 この会に、次の役員を置く。任期は1ケ年とし、再任を妨げない。

会 長	1 名	(CS担当兼務)
副 会 長	4 名	(うち 母親代表 1名、CS担当1名)
書 記	若干名	(うち 教職員 1名)
会 計	若干名	(うち 教職員 1名)
顧 問	2 名	(校長、教頭)

〔役員の仕事〕

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をする。
- ③ 書記は、庶務を受け持ち、会則、会議録、当年度の人事録および運営上の書類などを作成し、すべての書類の整理、保管をする。
- ④ 会計は、この会の経理を担当し、会計に関する書類の管理をする。
- ⑤ CS担当役員はCS活動に従事し、PTAと地域の円滑な情報交換を担当する。
また、CS委員会への出席および推進活動への参画をする。

〔監事および監事の仕事〕

第8条 この会の経理を監査するために2名の監事を置く。監事はこの会の一切の機関に属さず、本会のすべての財源および使途並びに経理状況を年2回以上監査し、その結果を総会に報告する。なお、監事の任期は1ケ年とする。

〔役員および監事の選出〕

第9条 役員および監事は、第3章第5節に定める役員等選考委員会において選出し、運営委員会にはかり総会の承認を得る。

〔役員の補充〕

第10条 役員に欠員が生じた時は、運営委員会において補充役員を選出する。なお補充した役員の任期は、第6条にかかわらず前任者の残任期間とする。

〔連合会等への加入〕

第11条 本会の会員は、宇美町小中学校PTA連絡協議会、糟屋区PTA連合会、福岡県PTA連合会、および日本PTA全国協議会の会員となる。

第 3 章 機 関

〔機関の種類〕

第12条 この会に次の機関を置く。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 運営委員会
- ④ 常設委員会
- ⑤ 役員等選考委員会
- ⑥ 特別委員会

第 1 節 総 会

〔総会の性格および構成〕

第13条 総会は全会員で構成する本会の最高決議機関である。定期総会は年度の当初に1回会長が召集する。ただし、会員の3分の1以上の要請があった時、または運営委員会において必要と認めた時は、臨時総会を招集する。総会は、形式として対面、書面、電磁的方法、又はオンライン会議システム等、事前に運営委員会が定める方法にて行うことができる。

〔総会の機能〕

- 第14条 総会は、次の事を審議決定する。
- ① 活動報告および決算に関すること
 - ② 役員および監事に関すること
 - ③ 会則の制定および改廃
 - ④ 活動方針および予算に関すること
 - ⑤ その他の重要事項

第 2 節 役 員 会

〔役員会の構成〕

- 第15条 役員会は、役員によって構成する。

〔役員会の任務〕

- 第16条 役員会は、次の事をおこなう。
- ① 総会に提出する議案の作成。
 - ② 総会での決定事項の実施に関する事項。
 - ③ 各委員会等の事業計画の連絡調整。
 - ④ その他、この会の運営および諸活動の実施に必要な事項。

第 3 節 運 営 委 員 会

〔運営委員会の構成〕

- 第17条 運営委員会は、役員、本章第4節にいう各常設委員会の正副委員長と担当教職員によって構成する。

〔運営委員会の任務〕

- 第18条 運営委員会は、次の事をおこなう。
- ① この会の事務を運営し、総会に提出する議案の調整。
 - ② 総会で委任された事項、その他緊急事項の審議と執行。
 - ③ 各委員会の連携、援助。
 - ④ 更正予算の決定。
 - ⑤ 運営細則および各種規程の整備、改定。
 - ⑥ 第10条による役員の補充。

第 4 節 常 設 委 員 会

〔常設委員会の構成〕

- 第19条 この会に次の常設委員会を置き、正副委員長を委員の互選により選出する。委員の選出方法は運営細則に定める。
- ① 地域委員会
 - ② 学年委員会
 - ③ 専門委員会

〔常設委員会の任務〕

第20条 常設委員会は、次の事をおこなう。

① 地域委員会

地域内会員相互の連絡を密にし、生徒の健全育成のための地域における諸活動を企画推進する。他の団体と協力して生徒の校外活動の向上をはかる。

② 学年委員会

学級、学年相互の活動について企画推進し、またその連絡調整にあたる。各学年ごとに委員会を設置する。

③ 専門委員会

円滑な事業推進のために、任務を定めた専門委員会を置く。設置する専門委員会の名称、任務、および委員の選出数は運営細則に定める。

第 5 節 役員等選考委員会

〔役員等選考委員会の構成〕

第21条 役員等選考委員会は、各地域委員と教職員数名で構成する。任期は発足の時から役員等が総会で承認されるまでとする。正副委員長を委員の互選により選出する。

〔役員等選考委員会の任務〕

第22条 次期役員および監事の選考にあたる。役員等選考委員長は、役員に助言、協力を求めることができる。

第 6 節 特 別 委 員 会

〔特別委員会の構成および任務〕

第23条 特別委員会は、運営委員会が必要と認めたときに設置することができる。構成委員は運営委員会から選出し、会長が委嘱する。任務が終わるとともに解散する。

第 4 章 会 議

〔会議の定足数〕

第24条 会議の定足数は、構成員の2分の1以上とする。ただし総会については委任状または書面表決書(電磁的方法を含む)の提出をもって有効とする。

〔会議の表決〕

第25条 会議の議事は、出席者の過半数の賛成によって成立する。書面総会の場合は提出された書面表決書(電磁的方法を含む)の過半数の賛成をもって成立する。ただし、可否同数の場合は議長が決める。

〔会議の議長〕

第26条 各会議の議長は、次のとおりとする。

- ① 総 会 会員の中から選出する。
- ② 役 員 会 会長があたる。
- ③ 運 営 委 員 会 役員があたる。
- ④ 常 設 委 員 会 各委員があたる。

第 5 章 会 計

〔経理〕

第27条 この会の経理は、会費およびその他の収入をもって運営にあてる。

〔会費〕

第28条 会員は次に示す会費を遅滞なく納入しなければならない。

- ① 生徒1人あたり年額3,000円とする。ただし、兄弟姉妹で在学の場合の弟妹については1人あたり年額1,500円とする。
- ② 教職員1人あたり年額3,000円とする。
- ③ 年度途中での転入・転出については会費年額の1/10を月数に乗じて精算する。

〔会計年度〕

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 付 則

〔運営細則および各種規程〕

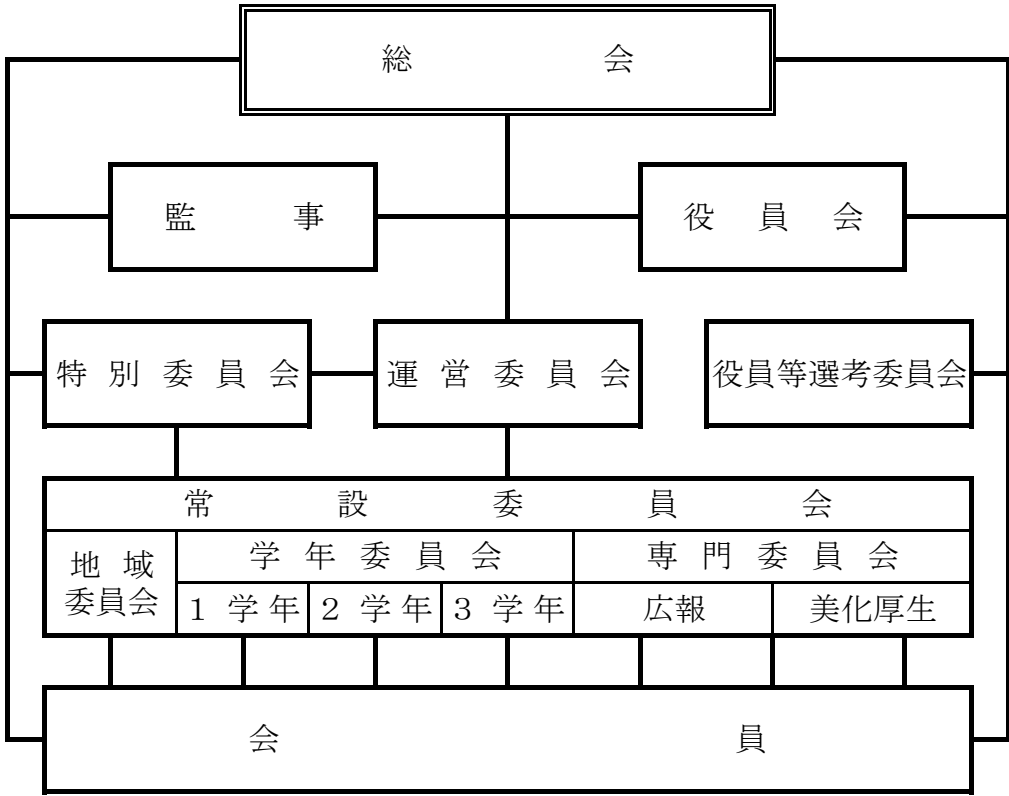
第30条 運営についての細則および各種規程は、別に定める。

〔会則の発効〕

第31条 この会則は1998(平成10)年5月9日より発効する。

- ① 1999(平成11)年5月2日より一部改定。
- ② 2001(平成13)年4月28日より一部改定。
- ③ 2003(平成15)年5月3日より一部改定。
- ④ 2003(平成15)年10月6日に特別委員会として会則検討委員会を設置、検討のうえ2004(平成16)年5月1日より改定。
- ⑤ 2009(平成21)年4月25日より一部改定。
- ⑥ 2012(平成24)年4月28日より一部改定。
- ⑦ 2013(平成25)年4月27日より一部改定。
- ⑧ 2015(平成27)年4月25日より一部改定。
- ⑨ 2016(平成28)年4月24日より一部改定。
- ⑩ 2024(令和6)年4月26日より一部改定。
- ⑪ 2025(令和7)年4月19日より一部改定。

宇美南中学校PTA組織図



宇美南中PTA運営細則(案)

〔常設委員の選出〕

1. 会則第19条にいう常設委員の選出は、次のとおりとする。
 - ① 地域委員は各地区の保護者会員から必要な人数を選出する。
2025(令和7)年度以降は次のとおりとする。

自治会	委員数	自治会	委員数
炭焼3	1	新成	1
原田下	1	仲山	0
原田中央	1	四王寺坂一	1
原田上	1	四王寺坂二	2
明治町	1	四王寺坂三	2
鎌倉	1	福博鎌倉	1

- ② 学年委員は各学級の保護者会員から1名を選出する。
- ③ 専門委員は保護者会員から各学年ごとに必要な人数を選出する。
- ④ 教職員会員は適宜、各委員会に所属する。

〔専門委員会の名称および任務〕

2. 会則第20条③にいう専門委員会の名称および任務は、次のとおりとする。
 - ① 広報委員会
PTA広報誌の編集と発行を定期的におこない、学校と家庭並びに地域社会とのコミュニケーションをはかる。また、本会活動に関する会員の理解と協力を高める広報活動をおこなう。
 - ② 美化厚生委員会
学校内の施設の充実や教育環境改善のための企画立案およびその実施にあたる。

〔専門委員の選出数〕

3. 会則第20条③にいう専門委員の選出数は、2024(令和6)年度は次のとおりとする。

	1学年	2学年	3学年	合計
広報委員	2	2	2	6
美化厚生委員	3	3	3	9
学年学級委員	2	2	2	6
地域委員	13			13
計				34

- 付則① この細則は、2024(令和6)年4月20日より発行する
- ② 2025(令和7)年4月19日より一部改定。

宇美南中学校PTA慶弔規定

第 1 章 総 則

第1条 この規定は、会の目的達成のために、功労者に感謝の意を表すと共に、不慮の罹災者に対する見舞いをおこなうために設ける。

第 2 章 慶 賀

第2条 学校および本会の活動に対し、功労があったと認められる者に対して役員会で審議し、感謝状および記念品を贈り感謝の意を表す。

第 3 章 弔 意

第3条 会員およびその家族の死亡の場合、香典をおくり弔意を表す。会葬は役員にてその都度協議する。

第4条 災害、その他は運営委員会でその都度協議する。

事 項	金 額
会員・教職員の死亡	10, 000円
生徒の死亡	10, 000円 および献花
教職員配偶者の死亡	5, 000円

- 付則
- ① この規定の改定は、運営委員会にておこなう。
 - ② この規定は、1998年(平成10年)5月9日より発効する。
 - ③ 2004年(平成16年)5月1日より一部改定。
 - ④ 2023年(令和5年)4月22日より一部改定。